

國學院大學法科大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 この学則は、國學院大學学則第2条第9項の規定に基づき、國學院大學専門職大学院法務研究科（法科大学院）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び名称)

第2条 國學院大學専門職大学院に法務研究科法務職専攻を置き、当該研究科を國學院大學法科大学院（以下「本法科大学院」という。）と称する。

(本法科大学院の目的)

第3条 本法科大学院は、法理論と法実務の有機的結合を図る教育を行い、法務職に関する高度の専門性と深い学識及び卓越した能力を培った法曹を養成することを目的とする。

(課程及び修業年限)

第4条 本法科大学院に標準修業年限を3年とする専門職学位課程を置く。

2 前項の規定にかかわらず、本法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を入学前に有していると認められる者（以下「法学既修者」という。）については、1年を超えない範囲で修業年限を短縮することができる。

(入学定員及び収容定員)

第5条 本法科大学院の入学定員は15名とし、収容定員は45名とする。

(自己点検・評価)

第6条 本法科大学院は、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本法科大学院は、その運営及び教育研究活動等に関して、一定期間ごとに國學院大學以外の組織に所属する者による評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 自己点検及び評価の実施に関する事項は、法科大学院教授会が別に定める。

(第三者評価)

第7条 本法科大学院は、一定期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

第2章 教員組織及び運営

(法科大学院長)

第8条 本法科大学院に法科大学院長を置く。

2 法科大学院長は、本法科大学院に関する事項をつかさどり、本法科大学院を代表する。

3 法科大学院長は、法科大学院教授会の議を経て学長が委嘱する。

4 法科大学院長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(法科大学院副院長)

第9条 本法科大学院に法科大学院副院長を置く。

2 法科大学院副院長は、法科大学院長を補佐する。

- 3 法科大学院副院長は、法科大学院教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 4 法科大学院副院長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(教員)

第10条 本法科大学院に専任の教授、准教授、助教及び助手を置く。

- 2 前項に定める教員について、任期の定めのある教員を置くことができる。
- 3 本法科大学院に客員の教授及び兼任の講師を置くことができる。
- 4 本法科大学院の教員の任用等に関しては、別に定める。

(法科大学院教授会)

第11条 本法科大学院に法科大学院教授会を置く。

(法科大学院教授会の組織)

第12条 法科大学院教授会は、本法科大学院の教授、准教授及び助教をもって構成する。

第13条 法科大学院教授会は、法科大学院長が招集し、その議長となる。

- 2 法科大学院長に事故のあるときは、法科大学院副院長が議長となる。
- 3 國學院大學の学長及び副学長は、法科大学院教授会に出席し、意見を述べるることができる。

(法科大学院教授会の審議)

第14条 法科大学院教授会は、本法科大学院に関する次の事項を審議する。

- (1) 法科大学院長及び副院長の選出に関する事項
- (2) 教員の人事に関する事項
- (3) 各種委員会の委員の選出に関する事項
- (4) 点検・評価に関する事項
- (5) 教育課程に関する事項
- (6) 入学制度に関する事項
- (7) 学生の入学、休学、退学、転学、留学、除籍等に関する事項
- (8) 修了及び学位の授与に関する事項
- (9) 学生の支援及び賞罰に関する事項
- (10) 試験及び成績評価等に関する事項
- (11) 本法科大学院にかかる諸規程の制定・改廃に関する事項
- (12) その他本法科大学院の運営に関する事項

(本法科大学院教授会の運営)

第15条 法科大学院教授会の運営に関しては、別に定める法科大学院教授会運営規程による。

- 2 本法科大学院に次の委員会を置くことができる。

教務委員会

入試委員会

広報委員会

就職支援委員会

学習委員会

リーガルクリニック運営委員会

その他法科大学院教授会が認める委員会

3 委員会に関する規程は、別に定める。

(事務職員)

第16条 本法科大学院に、必要な事務職員を置く。

第3章 学年・学期・休日

(学年及び学期)

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年は次の各号のとおり、前期及び後期に分ける。

(1) 前期 自 4月1日 至9月30日

(2) 後期 自10月1日 至3月31日

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。ただし、必要があるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律で休日とする日

(2) 大学創立記念日(11月4日)

(3) 神殿鎮座記念祭(5月1日)

(4) 春季休業日 自3月21日 至3月31日

(5) 夏季休業日 自8月10日 至9月19日

(6) 冬季休業日 自12月20日 至1月7日

2 休業日の変更又は臨時休業日については、その都度公示する。

(休業日の授業)

第19条 特別の必要があるときは、休業日でも授業を行うことができる。

(在学できる年数)

第20条 本法科大学院に在学できる年数は、通算して6年を限度とする。

第4章 入学・休学・退学・留学・転学等

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、前期及び後期の学期の始とすることができる。

(入学の資格)

第22条 本法科大学院に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 修業年限が4年以上の専修学校専門課程で、文部科学大臣が定めた基準を充足し、同大臣が別に指定するものを、同大臣が定める日以降に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

- (7) 本法科大学院以外の大学院に飛び入学した者で、本法科大学院が教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (8) 大学に3年以上在学し、当該大学で修得した専門科目・教養科目等の卒業に必要な単位 110 単位以上を、優れた成績をもって修得したと本法科大学院が認めた者
- (9) 22歳に達した者で、高等専門学校又は短期大学の卒業者、専修学校又は各種学校の卒業者、外国大学日本分校又は外国人学校の卒業者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者その他その経歴からみてこれらの者に相当する学力があると認められる者で、本法科大学院が個別の入学審査の結果、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (10) 前各号に定めるもののほか、本法科大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学試験)

第23条 入学を志願する者は、入学試験又はこれに代わる選考（以下「入学試験」という。）を受けなければならない。

- 2 入学を志願する者は、入学願書その他必要書類に選考料を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。
- 3 入学試験は、法科大学院教授会が定める方法により、学力、人物判定に基づいて行う。

(入学手続)

第24条 入学試験に合格した者は、保証人連署の誓約書その他必要な書類に学費等を添えて、所定の期日までに手続をとらなければならない。

(保証人)

第25条 保証人は、父、母又は成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

- 2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を負う。
- 3 学生は、保証人の変更又はその氏名若しくは住居地に変更があったときは、すみやかに変更届を提出しなければならない。

(留学)

第26条 外国の法科大学院又はそれに準ずる高等教育機関での修学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 留学の手続等に関する事項は、別に定める。

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない事由により、引続き2か月以上修学することができない者は、保証人連署の上願い出で、休学することができる。

- 2 前項の事由が消滅したときは、復学願を提出し、学期の始に復学することができる。
- 3 休学の期間は、前期、後期又は学年度とする。やむを得ない場合は、この期間を延長することができる。
- 4 休学の期間は、合算して2年を超えることはできない。
- 5 休学の期間は、第20条に定める在学できる年数に算入しない。

(休学の命令)

第28条 校医が、健康上修学に不相当と認めた者には、休学を命ずることがある。

(転学)

第29条 他の法科大学院の学生が、その所属する大学の学長の承認書を添えて本法科大学院に転学を志願したときは、学年の始に限り、選考の上、転学を許可することがある。

2 本法科大学院の学生で他の法科大学院に転学を志願する者は、その理由を付した転学願を提出し、転学の許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 病気その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出しなければならない。

(再入学)

第31条 前条の規定により退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の再入学願を提出し、審査の上、学期の始に再入学の許可を受けることができる。

2 再入学願を提出できる期間は、退学年度から3年以内とする。

3 再入学した者が、退学した場合は、再度入学することは許可しない。

4 再入学した者が、再入学後に在学できる年数は、再入学以前に在学した年数にかかわらず、4年を限度とする。

第5章 課程の修了要件等

第1節 授業科目、履修の方法、単位認定等

(授業科目)

第32条 授業科目は、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目とする。

2 授業科目の授業は、講義、演習及び実習によって行うものとする。

(教育方法の特例等)

第33条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に、授業又は指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教員の研修等)

第34条 本法科大学院は、法理論と法実務を架橋する高度な法学専門教育の充実をはかるため、教員の研修及び研究会を定期的実施するものとする。

2 前項に規定する研修等の運営方法については、別に定める。

(修了に必要な単位数)

第35条 本法科大学院の課程を修了するためには、108単位以上を修得し、かつ別に定める条件を満たさなければならない。

(年間履修単位数の上限)

第36条 学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限は、36単位とし、最終年度にあっては、44単位とする。ただし、法学既修者を除き1年次は43単位、2年次は40単位を上限とする。

(開設授業科目、履修の方法等)

第37条 開設する授業科目の名称、単位数、履修の方法等は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 履修の方法については、前項別表第1に規定するもののほか、別に定める法科大学院履修規程による。

(履修の手続)

第38条 学生は、所定の期日までに学費等を納入し、その学期又は学年に履修しようとする授業科目について、指定された期日に履修届を提出しなければならない。

(単位の授与)

第39条 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる評価に合格した者には、所定の単位を授与する。

(他の大学院における授業科目の履修、単位互換)

第40条 法科大学院教授会が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合についても準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条 法科大学院教授会が教育上有益と認めるときは、本法科大学院に入学及び再入学する前に大学院において修得した単位を、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 入学前の既修得単位として認定できる単位数は、前条に規定する他の大学院の授業科目について本法科大学院において履修したとみなす単位数を合わせて、30単位を超えないものとする。

(法学既修者)

第42条 第4条第2項に規定する法学既修者については、40単位を超えない範囲の単位を修得したとみなすことができる。

2 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第41条に規定する入学前の既修得単位及び第40条に規定する他の大学院の授業科目について本法科大学院において履修したとみなす単位数と合わせて、40単位を超えないものとする。

3 法学既修者の認定については、入学前に実施する考査の結果をもとに法科大学院教授会が決定する。

第2節 試験、成績及び学位

(試験方法・時期)

第43条 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

2 試験は、学期末において行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(追試験)

第44条 病気その他やむを得ない事故等により試験を受けられなかった者のために、追試験を行うことがある。

2 追試験を受験するためには、別に定める所定の手続をとらなくてはならない。

(受験資格)

第45条 試験は、履修した授業科目でなければ受けることができない。

2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は第58条に規定する謹慎又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績の表示)

第46条 試験の成績は、A、B、C、D及びFで示し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

(成績評価基準等の明示)

第47条 成績評価については、厳格性及び客観性を確保するため、その基準を学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(学位の種類)

第48条 法科大学院の課程を修了した者に授与する学位は、法務博士（専門職）とする。

2 本法科大学院において学位を授与された者は、学位の名称を使用するとき、本大学名を付記するものとする。

第6章 奨学制度

(奨学制度)

第49条 経済的理由により修学が困難な者及び特に試験の成績等が優れている者には、奨学の方法を講じることができる。

2 奨学の方法については、別に定める。

第7章 学費等

(選考料)

第50条 入学及び再入学を志願する者は、別表第2に掲げる選考料を納めなければならない。

(学費)

第51条 学費は、別表第3のとおりとする。

2 在学中に、前項に規定する学費について変更があった場合には、新たに定められた金額を納めなければならない。

3 再入学を許可された者は、授業料及びその他の経費については、再入学しようとする年度の学費を適用する。

4 学費の減免措置については、別に定める。

(学費の納期)

第52条 学費は、所定の期間中にこれを納めなければならない。

(学費等の返還制限)

第53条 納入した学費等は、返還しない。

第8章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

第54条 本法科大学院は、本法科大学院以外の者が、本法科大学院の正規の単位を修得することを目的として、別表第4に定める選考料を添えて、特定の授業科目の履修を願い出た場合には、法科大学院教授会で選考の上、科目等履修生として当該授業科目の履修を許可することができる。

2 科目等履修生として許可された者は、別表第4に定める選考料、登録料及び受講料を納めなければならない。

3 科目等履修生に関する必要な細目は、別に定める。

(聴講生)

第55条 本法科大学院は、本法科大学院の特定の授業科目の聴講を願い出た者について、教育研究に支障のない場合に限り、法科大学院教授会で審査の上、これを許可することがある。

2 聴講生として許可された者は、別表第5に定める審査料、登録料及び聴講料を納めなければならない。

3 聴講生に関する必要な細目は、別に定める。

第8章の2 特別研究員

第55条の2 本法科大学院を修了し法務博士(専門職)学位を取得した者は、法科大学院教授会の選考を経て、特別研究員として在籍することができる。

2 特別研究員に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 学生の賞罰及び除籍

(表彰)

第56条 人物学業優秀な者、又は範とすべき行為をなした者は表彰する。

(懲戒)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては懲戒を行う。

- (1) 本学の秩序を紊し、名誉を毀損した者
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (3) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (4) 正当の理由がなくて出席常でない者

(懲戒の種類)

第58条 懲戒は譴責・謹慎・停学・退学の4とする。

(除籍)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は除籍する。

- (1) 休学期間を除き在学6年を超える者
- (2) 学費及びその他の納付金を所定の期間中に納入しない者

2 次の各号のいずれかに該当する者には退学を勧告し、これに応じない者は除籍することができる。

- (1) 休学期間が2年を超える者
- (2) 履修の手続を所定期間中に行わなかった者で修学の意味がないと認められた者

- (3) 各年次終了時において、特別の事情なくして所定の成績を修めることができず、成業の見込みがないと認められた者

(除籍者の再入学制限)

第60条 除籍となった者は、第31条に規定する再入学の権利を有しない。

第10章 施設及び設備

(講義室等)

第61条 本法科大学院には、その教育研究に必要な講義室、演習室、研究室及び自習室等を備えるものとする。

- 2 本大学の学部、研究科、機構等の施設は、その教育研究上支障を生じない場合には、本法科大学院の教育研究のために、必要に応じ共用することができる。

(法科大学院図書室)

第62条 本法科大学院に研究施設として法科大学院図書室（以下「ローライブラリー」という。）を置き、その教育研究に必要な図書及び学術雑誌等を備えるものとする。

- 2 ローライブラリーに専任の教員又は職員を置く。ローライブラリーの組織及び運営等について必要な事項は、別に定める。
- 3 本大学の図書館及び学部資料室等に備える図書及び学術雑誌等は、その教育研究上支障を生じない場合には、本法科大学院の教育研究のために、必要に応じ共用することができる。

第11章 改正

(改正)

第63条 この学則の改正は、法科大学院教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この学則に規定のない事項については、國學院大學学則を準用する。
- 2 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日において現に助教授である者は、准教授になるものとする。
- 3 平成19年4月1日から施行する学則の改正後の学則関連規定の適用については、別に定めるもののほか、改正前における助教授としての在職は、准教授の在職とみなす。
- 4 第51条別表第3については、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成22年度の収容定員は140名、平成23年度の収容定員は130名とする。
- 2 平成21年度に入学した者の修了要件単位数については97単位とし、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年度の収容定員は110名、平成26年度の収容定員は100名とする。
- 2 第51条別表第3については、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年度の収容定員は95名、平成27年度の収容定員は80名とする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年度の収容定員は70名、平成28年度の収容定員は55名とする。
- 2 平成26年度以前に入学した者の修了要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 (本法科大学院の募集停止と存続に関する経過措置)

本法科大学院は、平成28年度以降の入学者募集を停止する。なお、本法科大学院は、平成28年4月1日に在学する者が、本法科大学院に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 (平成28年度から平成30年度の収容定員)

第5条の規定にかかわらず、本法科大学院の平成28年度の収容定員は40名、平成29年度の収容定員は15名、平成30年度の収容定員は0名とする。

別表第1 (第37条関係)

授業科目及び単位数等

授 業 科 目		単位数			年次配当	備 考
		必修	選択必修	選択		
法律基本科目群	導入科目	基礎演習Ⅰ	1		1年	基礎演習Ⅰ 必修6科目6単位
		基礎演習Ⅱ	2		2年	
	公法系科目	公法Ⅰ(憲法)	4		1年	必修 14単位
		公法Ⅱ(行政法)	4		2年	
		公法演習Ⅰ(憲法)	2		2年	
		公法演習Ⅱ(行政法)	2		2年	
		公法演習Ⅲ(憲法・行政訴訟)	2		3年	
	民法系科目	民法Ⅰ(総則)	2		1年	必修 30単位
		民法Ⅱ(物権)	2		1年	
		民法Ⅲ(債権総論)	2		1年	
		民法Ⅳ(契約法)	2		1年	
		民法Ⅴ(事務管理・不当利得・不法行為法)	2		1年	
		民法Ⅵ(家族法)	2		1年	
		会社法	4		2年	
		民事訴訟法	4		1年	
		民事法演習Ⅰ(民法Ⅰ)	2		2年	
		民事法演習Ⅱ(民法Ⅱ)	2		2年	
		民事法演習Ⅲ(会社法)	2		2年	
		民事法演習Ⅳ(民事訴訟法)	2		2年	
		民事法演習Ⅴ(実体法・手続法統合演習)	2		3年	
	刑事法系科目	刑法Ⅰ(各論)	3		1年	必修 16単位
		刑法Ⅱ(総論)	3		1年	
		刑事訴訟法	4		1年	
		刑事法演習Ⅰ(刑法)	2		2年	
		刑事法演習Ⅱ(刑事訴訟法)	2		2年	
		刑事法演習Ⅲ(実体法・手続法統合演習)	2		3年	
応用科目	応用演習	2		3年	必修 2単位	
科 発 目 展	法律学特殊講義Ⅰ		1	3年	※修了要件単位数には含まない	
	法律学特殊講義Ⅱ		2	3年		
実務基礎科目群	本 法 科 曹 目 基	法曹倫理	2		1年	必修 6単位
		リーガル・リサーチ	2		1年	
		リーガル・ライティング	2		2年	
	実 務 関 連 科 目	民事訴訟実務の基礎	2		2年	必修 6単位
		刑事訴訟実務の基礎	2		2年	
		リーガルクリニック(初級)	2		2年	
		エクスターンシップ		1	1年	
		プレリーガルクリニック		1	1年	
		リーガルクリニック(法教育)		2	2年	
		リーガルクリニック(上級・刑事)		2	2年	
リーガルクリニック(上級)		4	3年			
基礎法学・隣 接科目群	法理学		2	2年	選択必修 4単位	
	法社会学		2	3年		
	日本法制史		2	2年		
	西洋法制史		2	3年		
	英米法		2	2年		

※履修単位制限外

展開・先端科目群	「まちづくり」科目群	刑事政策	2	3年	<p>【標準コース】 合計 20単位以上</p> <p>【短縮コース】 合計 20単位以上</p> <p>* 明治学院大学開講科目 * 明治学院大学開講科目 * 獨協大学開講科目 * 獨協大学開講科目</p> <p>* 明治学院大学開講科目</p> <p>* 東海大学開講科目 * 東海大学開講科目 * 獨協大学開講科目 * 獨協大学開講科目</p>
		環境政策	2	2年	
		環境法	2	2年	
		情報法	2	3年	
		地方自治法	2	2年	
		地方自治	2	3年	
		自治体政策法務	2	3年	
		少年法	2	2年	
		NPOと法	1	1年	
		公共政策	1	1年	
		情報メディアと法	2	3年	
		教育法	2	2年	
		展開演習Ⅰ	2	3年	
		「生活者」科目群	租税法	2	
	労働保護法		2	2年	
	社会保障法		2	3年	
	消費者法		2	2年	
	医事法		2	3年	
	紛争処理システム		2	3年	
	国際人権法		1	1年	
	「法人活動」科目群	展開演習Ⅱ	2	3年	
		民事執行・保全法	2	2年	
		倒産法	2	2年	
		金融商品取引法	2	2年	
		経済法	2	2年	
		知的財産法Ⅰ(特許法)	2	2年	
		知的財産法Ⅱ(著作権法)	2	2年	
		企業法務	2	3年	
		労働争訟法	2	2年	
		国際関係法(公法系)	2	2年	
		国際関係法(私法系)	2	2年	
		法律英語	2	3年	
		エンターテインメント法	2	3年	
国際経済法		2	2年		
コーポレートガバナンス		2	2年		
中国ビジネスロー	2	2年			
展開演習Ⅲ	2	3年			

別表第2 (第50条関係)

項目	金額
選考料	12,000円

- 備考 1 一般入試適正試験第4部活用型については、8,000円とする。
- 2 本学の学部、大学院出身者の選考料は徴収しない。
- 3 再入学者の選考料は徴収しない。

別表第3 (第51条関係)

項目	入学年度別	金額
入学金	平成27年度	250,000円
	平成25~27年度	950,000円
授業料	平成24年度以前	1,300,000円
	平成25~27年度	950,000円
施設設備費	全入学年度	200,000円

- 備考 1 授業料、施設設備費は在学中毎年度納入するものとする。
- 2 本学の学部、大学院出身者の入学金は50,000円、施設設備費は50,000円

円とする。

- 3 社会人特別入試入学者については、授業料を半額とする。
- 4 特待生入試入学者の授業料及び施設設備費は徴収しない。
- 5 再入学者の入学金は徴収しない。

別表第4（第54条関係）科目等履修生

項 目	金 額
選 考 料	35,000円
登 録 料	100,000円
受 講 料	1単位につき 40,000円

備考 本法科大学院の出身者の登録料は半額とする。

別表第5（第55条関係）

項 目	金 額
審 査 料	20,000円
登 録 料	50,000円
聴 講 料	1単位につき 20,000円

備考 本法科大学院の出身者の登録料は半額とする。